## 会 議 録

会議名		平成22年度 第2回 小金井市図書館協議会
事務局		図書館
開催日時		平成22年10月28日(木)9時30分~11時30分
開催場所		小金井市立図書館 本館 地下集会室
出席	委 員	新井 利夫 浦野 知美 岡 衡平 菅家 和代 松尾 昇治 村谷 孝枝 山口 源治郎 矢﨑 省三 渡辺 一雄
者	欠席者	荒井 容子
	事務局	渡辺生涯学習部長兼図書館長事務取扱 杉村庶務係長 樺沢奉仕係長 上石主査
傍聴者の可否		可 傍聴者数 0人
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由		
会議次第		1 議 題 (1) 図書館協議会委員選出基準について (2) 図書館協議会からの要望(案)について (3) その他
		<ul> <li>2 報告事項</li> <li>(1) 貫井北町地域センター市民検討委員会報告</li> <li>(2) 平成21年度決算報告</li> <li>(3) 図書館別館使用要綱の一部改正について</li> <li>(4) その他</li> </ul>

会議結果	
提出資料	(1) 小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱 (2) 図書館法(抜粋) (3) 図書館協議会からの要望(案) (4) 平成21年度決算書(抜粋) (5) 小金井市立図書館別館使用要綱の一部を改正する要綱 (6) 小金井市立図書館別館使用要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表 (7) 小金井市立図書館別館使用要綱 (8)こうみんかんだよりNo.386~391号
その他	

## 平成22年度第2回 小金井市図書館協議会

平成22年10月28日

【渡辺部長】 まず、図書館長が9月から2カ月病気休暇になりました。その関係で、 平成22年9月7日付で私が図書館長事務取扱という形の兼任に今現在なっています。と いうことで、図書館長にかわりまして今日は私のほうが出席をさせていただきますので、 よろしくお願いをいたします。

それから、配付しました資料の確認をお願いしたいと思います。次第のほうの3番、配付資料に記載されていますが、図書館から7点ほど、1つは小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱、2番目として図書館法(抜粋)、3番目は図書館協議会からの要望(案)、4番目として平成21年度決算書(抜粋)、5番目としましては小金井市立図書館別館使用要綱の一部を改正する要綱、6番目として小金井市立図書館別館使用要綱の一部を改正する要綱新旧対照表、7番目として小金井市立図書館別館使用要綱、8番目は公民館のほうから、こうみんかんだより等が配付されているかと思います。

それから、会長のほうから追加資料ということで、図書館協議会フォーラム「小金井市 立図書館のいまとこれからを考える」まとめというのが配付されています。それから北町 の平面図というのを追加資料でつけます。以上、ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、あとは会長のほう、よろしくお願いします。

【松尾会長】 おはようございます。今年度、第2回目ですよね。

【渡辺部長】 そうですね。

【杉村庶務係長】 はい。次第のほう間違っております。申しわけありません。

【松尾会長】 平成22年度第2回の小金井市図書館協議会次第に従いまして、議事を 進めていきたいと思います。最初に協議事項が3件、それから報告事項3件となりますの で、時間は2時間をめどにということですから、能率的にやっていきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。協議事項の(1)図書館協議会委員の選出基準についてからご審議をお願いしたいと思います。では、部長からご説明をいただけますでしょうか。

【渡辺部長】 これは議会のほうから、現在4人の方の学識経験者枠がありますが、これについては市民公募を入れる前までは市議会議員が1名選出されているということで4

名になっているので、ここが4名というのは多過ぎるのではないかと、ほかの市民団体等を入れるべきではないかという提案がありまして、図書館協議会のほうに、今、協議事項として依頼をしているところです。

それで、やり方は幾つかあるかと思うんですが、1つは条例を改正する、それから条例、 要綱を両方改正するというやり方もあろうかと思います。協議会のほうに決めていただき たいのは、学識経験者の4人の枠を変更すべきかどうか。変更するのであれば、どういう 形がいいのかというところをぜひ協議いただきたいということです。

【松尾会長】 それでは、部長のほうから協議会委員の選出要綱の第2条の(4)学識経験者4名以内となっていますけれども、そこを改正したいということなんですが、多いということは、図書館側というか、館長側のほうで何名にしたいというお考えはあるんでしょうか。今、おっしゃいましたか。

【渡辺部長】 私どものほうは1名を、図書館法の改正があった関係でそこに合わせるべきではないかなということで、図書館法の中の図書館協議会第15条、この中に、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのが1つ追加されたと思いますので、こういう関係の方をお1人入れて、学識経験者を実質上3人という形にしたらどうかなと。やり方としてはいろいろあると思うんです。例えば、学識経験者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者という形にして、枠自体は4人にとっておいて、あとは状況に応じて変化するというやり方もあるのかなとは思うんですが、この辺もあわせて協議していただければと思います。

【松尾会長】 委員の方で、ご質問やご意見がありましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

【岡委員】 学識経験者を減らして市民枠を増やすということで、いいんですけれども、 ほかの、こういった市の教育委員会とか公民館とか、そういったものはどういうメンバー 構成になっていらっしゃいますか。

【渡辺部長】 今、資料を全部持っていないので記憶なんですが、まず社会教育委員の会議は学識経験者は1人です。それから、公民館運営審議会も学識経験者は1人です。ほかはいろいろな、それぞれの協議会に応じてさまざまな団体が入っていると。市民公募枠はいずれも3人です。以上です。

【松尾会長】 よろしいですか。山口委員、お願いします。

【山口委員】 ここに図書館法の抜粋があると思うんですが、1999年に大きな改正

があって、選出区分については大変緩和されたんです。学校教育、社会教育の関係者、それから2008年に家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験ということで、ほかの図書館協議会の例を見るとあまりがっちりとはしていないです。今日は、初めてではないんだけれども、この選出基準を見ると結構いろんな選出区分を細かくしている。そういう意味では、私はもうちょっとゆったりと考えてもいいのかなという気はします。

ただ、選出するときに、やっぱり何人という基準は要るにしても、例えば社会教育関係で1つくくり、学校教育でくくり、法に基づけば家庭教育、それか学識という4つぐらいの大きな区分とプラス市民公募という形でいいんじゃないかというのが今の現状の選出要綱と1つ思いました。ですから、学識経験4人は、多分ほかのところでいえば比較的多いふうになろうとは思います。

例えば、私がかかわっている国分寺は、ちょっと図書館法とは、図書館協議会と違うんですけれども、いわゆる学識経験と言われる方は3人なんです。10人のうち3人。市民公募がここはちょっと多くて5人なんです。そういう意味では、図書館協議会のこれとは違う法的なあれでできているのでそうなっているんですが、ほかに、例えば家庭教育という形でいえば、PTAだとか、それから障害者団体というのは、独自の区分を設けてできるだけ広く利用者のあり方というか、そういうのを反映させようという感じになっているんです。

ですから、そういう意味では、僕は学識経験の4人をやや減らして、もうちょっと違う、 家庭教育でもいいですし、それからやっぱりこういうところでいえば子供関係の団体だと か、そういう形にしてもいいし、障害者関係の団体とか、そういう形で積極的に考えるの はいいかなと思うんです。

先ほどの、これができた経緯のときに、議員さんが入っていたと思うんですが、知らなかったので、もともと。その枠を学識経験に回したという経緯も全然知らなかったんですけれども、意外と議員さんに入ってもらうということも1つ考えてもいいのかなという、そういうところも、東京ではないですけれども、関西では議員さんが入るという場合もあり得るんです。それを学識経験という形にしている部分もあって、そういうふうに柔軟に……。

【渡辺部長】 学識経験の中に議員枠を外したのは、小金井では、議員は発言する機会が別途保障されていると。なので、できる限りそういった枠は開放すべきだという基本的な考え方で、すべての協議会で、法律の定めがなければ全部議員枠を、言ってみれば市民

枠に切りかえたんです。ですので、それをもとに戻すというのはかなりつらい話になって しまうかなという小金井市としての経過がありますので。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【新井委員】 ちょっと図書館長に質問ということになると思うんですが、この資料2番目にある図書館法の14条、15条、16条の抜粋というか、改正されたのかどうか、この15条が施行されたというか、実施されたのはいつからですか。

【渡辺部長】 20年6月11日改正です。

【新井委員】 平成20年だから、2年ぐらい前ですね。

【渡辺部長】 そうです。

【松尾会長】 よろしいですか。

【新井委員】 はい。

【松尾会長】 ほかにご意見ございますか。

【岡委員】 流れとしては別に何の不都合もないんですけれども、実際問題として今、小金井の図書館協議会が置かれている協議すべき内容と、それに当たるメンバーという意味で考えると、僕はできればこのままのほうがいいかなという気はするんですけどね。というのは、学識経験の先生方のほうが専門分野についての見識も多いし、これから非常に問題も大きくなっていきますので、いろいろあろうかと思いますので、やはりそういった知見のほうから意見を述べていただいて、それに市民が加わって、市民レベルの感覚を加えながら意見を言う、館長に諮問していくというようなスタイルのほうがいいと思うので、これは僕だけの意見なんですけれども、この法規定とかというのも、もともと議員枠がどうたらということとは関係なく、今、この協議会が置かれている、議題すべき内容からすると、それを審議していくメンバーとしては、そのほうがいいんじゃないかなというふうに僕は思います。以上です。

【松尾会長】 ほかにございますか。

私が会長の立場で申し上げるのは非常に何なんですけれども、よその市、私の経験している昭島は学識経験2名で、たしか町田も2名だったのかなと思うので、小金井は4名は多いかなという感じは持っていました。それと、今期たまたまなんでしょうけれども、学識経験者4名は全部市外、住民ではない構成になっているので、やはり図書館協議会は、住民自治の立場からすると1人でも多く市民の方が参加していただいたほうがいいのかなとは考えています。そういう意味で、学識経験者枠を3名に減らして、1名はいわゆる市

内在住の市民の方が加わっていただくということはいいことではないかなと私は思います けれども、いかがでしょうか。

【村谷委員】 今のご意見、大いに賛成です。やはり市民のための図書館なんですから、 やはり市民は1人でも多く入っていないと。

【松尾会長】 ほかにご発言いかがですか。

それでは、ないようでしたら、図書館協議会としての意見集約は学識経験者4名のところを3名ですか。1名減らして3名枠にしていくということで意見を統一していきたいんですけれども、よろしいでしょうか。岡委員のご意見もございますが、それでどのように割り振るのかということは、それは図書館側にご判断いただければいいことで、私たちのほうからそのことをご指摘する必要はあるのでしょうか。

【新井委員】 まず、学識経験者、4を3にするということについて、私としてはそれで同意というか、賛成です。それにあわせて、図書館法15条の家庭教育活動を行う者という文言というか、こういう資格のものを具体的に入れるかどうかということに焦点を絞っておいたほうがいいかなという気はします。だから、入れないで、今、会長がおっしゃるように、ただ学識経験者3名というだけを諮問というか、答申する、加えて家庭教育というのを入れるか入れないか。私の意見としては、結論から言えばこれも入れておいたらいいんじゃないかという気はします。ということは、学識経験者及び家庭教育云々の者の中から4名という書き方にするか、あるいは学識経験者を3として、家庭教育というのをどこかにつけて、及び何々と、例えば2番、1番かな、どっちかの、市内に云々ということの推薦者、団体の代表者及び家庭教育云々というふうにするか、そういうふうに家庭教育というのも入れておいたほうがいいんじゃないかという気はしますが、これは私の意見です。

【松尾会長】 図書館法の第15条が改正されて、家庭教育の向上に資する活動を行う者という文言が入ったので、それを反映して学識経験者を4から3にするということにすれば、法との適合性も出てきますのでいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

【岡委員】 済みません、ちょっとほかで。この件について、文言の説明をちょっとお聞きしたい。15条の図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上にという、この並びからすると、この家庭教育の意味するところというのは、具体的に幼児教育というふうに解釈してよろしいですか。

【山口委員】 ちょっとよろしいですか。これは法改正があったときに、家庭教育というのは必ずしも幼児教育だけじゃなくて、小学校、中学校、高等学校の子供たちも当然含まれますよね。それで、ここで、じゃあ、これら全部かという話かというとそうではなくて、文部科学省の説明、コメントによれば、そういう家庭教育についていろいろアドバイスしているような団体だとかNPOとかありますよね、そんなようなことを想定しているという説明がありました。ちょっと社会教育、学校教育関係に比べれば、向上に資するという方向性が明確な言葉が入って、やや違和感もないわけではないんですけれども、文部科学省の説明はそんなことでした。平成20年の法改正のときの説明はそういうふうになっていました。そういう団体あるいはそういう関係者が小金井市内で活躍されているかどうかです。広く解釈すれば、例えばPTAなんかも比較的それに近いところにあるかもしれませんね。これは僕の個人的な解釈ですけど。

【岡委員】 今、ここに書いてある文言の中に、学校教育に対応するのが家庭教育、それから、その枠に外れたものが家庭教育と漠然と思っていたんですが、実は学校教育の範疇の中でも、もちろん家庭教育というのは当然あり得るわけなので、でも、じゃあ、大人とか中年とか高齢者を家庭教育と言うのかというと、ちょっと違うんじゃないかという気もするんです。だから、その辺がこの文言からすると、もう家庭教育という言葉がちょっと、僕は生涯学習みたいな意味合いのほうがむしろぴったりくると思うんですけれども、だから並びとして何となく……、そうすると結局何でそれをこだわるかというと、選任する場合の、そういった方の一応フレームワークをどこに持っていくかということが大きくなるんじゃないかなと思ったんで、ちょっとこの文言が僕よくわからなかったので、その辺を説明していただければと思いますので、選考する際の、結局、漠然としたイメージといいますか、そういう……。

【松尾会長】 いかがですか、今のところ。

【渡辺部長】 私どものほうも、突き詰めてこういう団体を想定してとかというところまで、まだ内部の議論も進んでいません。ただ根底であるのは、やはりよりどころとしては図書館法によって協議会もできているわけですので、図書館法を外しては成り立たないかなというところでどうかなと思っているので、この家庭教育をどういうふうにとらえるか、難しい話ですけれども、ここを議論していってもなかなか難しい問題があるかなと。図書館法自体がもう定まっていると。ただ、これは読み方によれば、いろいろな読み方がとれると思いますので、そこは実際に運用しながら、運用というのは委員の任命をして、

その状況を見ながら一定の方向性を出すのも方法かなと、最初からかちっと固める必要は ないのかなという、まだ漠然とした思いしかないんです、正直言って。以上です。

【松尾会長】 ほかにございますか。

日程的な段取り、手順というのは、今度のこの協議会が改選されるのは、まだ1年後になりますよね。今の11期の委員の改選は来年の秋だと思いますけれども、そのときには新しい選出基準でいくという考え方ですかね。

【渡辺部長】 そのとおりです。20年に法改正をされていますので、本来的に言えば前期のところでもそういったところの議論を進めて、一定の方向性を出すべきだったろうと思うんですけれども、次期の改選は11月なんですが、内部の選考というのは、もう7月ぐらいから始めちゃうんです。そうじゃないと間に合わないんです。そうすると、前回はその期間にちょっと間に合わなかった。これはたしか6月の改正ですので、なかなか間に合わなかったということがあって、1期おくれの対応ということになるのかなと。

それから、市議会からも指摘を受けたというトリガーもありますけれども、そういった関係で、来年の11月の改選の実質上の行政のリミットは6月末ぐらいなんです。ですので、条例改正するとすれば、来年の第2回の定例会に上程して議決を受けて、その後、事務を進めるというのが順当なことかなということで、今回、協議がある程度まとまれば、次回のときにある程度の案文を内部調整した上でお出しをして、それで確認をいただいて、3月議会ではちょっと厳しくなると思いますので、やはり第2回定例会、6月の定例会に出してという段取りになるかなと思っています。以上です。

【松尾会長】 ということになりますと、今日は学識経験者枠を4名から3名にするということを協議会としては決めておきまして、具体的な案は次回、多分来年の2月ぐらいに協議会が開かれると思いますけれども、そのときに図書館長のほうからお話しいただくということで、いかがでしょうか。

【渡辺部長】 じゃあ、次回の協議会の中に学識経験者枠は3名として、残り1名はどういう形にするかという案文、案というか、成文にしたような形で、内部調整もした上でお出しをします。先ほど言ったように、リミットは6月の定例会ということですので、できれば次回のときに結論まで出していただきたいということで、案についてはお出しをするようにいたします。

【松尾会長】 それでは、図書館協議会委員の選出基準については、学識経験者枠4名 以内を3名以内にするということで協議会としては了承をして、具体的な案については次 回の協議会で図書館長のほうから出していただくということでいかがでしょうか。

【菅家委員】 そのことで、図書館法15条に平成20年度、家庭教育の向上に資する活動を行う者という言葉が入ったということですので、次回までに小金井市でそういった活動をしておられる方、もしくは団体、具体的にどういう方がいらっしゃるのかという、ピックアップというんでしょうか、そういうことを選考する上で、岡委員もおっしゃっていたように、具体的にそういう団体等が小金井に存在するのかどうかということがはっきりしていないと、せっかくこの言葉が入っていても実質機能していないということになると、次回の協議が空回りしてしまうと残念ですので、具体的にそういった活動をされている団体が次回わかるといいなと思います。

【松尾会長】 わかりました。家庭教育の向上に資する活動を行う者、抽象的な表現なんですけれども、小金井市で、私たちがイメージできる団体だとか、こういう人格の人だとかいうことが明確になればいいということですね。

【菅家委員】 もしかすると、そういう団体が社会教育団体と言うんでしょうか、2条の(2)に重なる部分もあったりするのかなということもありますので、それとはまた別にということになりますと……。

【松尾会長】 例えば、最近ですと子育て支援センターなど、市の組織としてもあるんではないかと思いますけれども、そこにかかわる人などはイメージとして出てくるのかなとは思います。小金井の地域の中で、この家庭教育の向上に資する活動を行う者についての、次回、この文言を入れるとすれば出していただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

【渡辺部長】 具体的な名前を出してというのはかなり厳しいなと。お話の中で、こういうことを想定しているというところまでは言えるとは思うんですけれども、個々のこういう団体、こういう団体と逐一挙げてやるのはかなりどうかなと。要綱の中にもそれぞれ、例えば社会教育団体というふうな書き方をしていますけれども、これは特定の団体を挙げているわけではないんです。社会教育団体の登録というのも、毎年毎年動くし、月々動いていくということもあります。社会教育団体で登録されて、かつ家庭教育をやられているところも出てくるでしょうし、ですので、あまりこの時点から限定したものを公表するというのはどうかなとは思います。

【菅家委員】 固定された名称でなくても、小金井にそういった団体が幾つかあるということがわかれば、実際に選出する上で、声がかけやすい、それから窓口が見えやすいの

かなと思いました。

【渡辺部長】 想定され得るものというところで、内部的な協議が次回までに調えばお 示しするというところでどうでしょうか。

【菅家委員】 はい。

【松尾会長】 図書館のほうで検討していただいて、その到達点というか、そのレベル でお話しいただければいいかなと思います。

よろしいですか。

【山口委員】 ちょっといいですか。先ほど部長さんがおっしゃった前提は条例改正ということなんですよね。この要綱そのものを変えるというのは内部的にできますし、条例改正はまさにリミットと、いろいろなものが必要なんですが、どのあたり……。

【渡辺部長】 私どもも最初は要綱だけ改正すればいいかなというふうに考えたんですけれども、全く同じ条立てが図書館協議会条例に入っているんです。なので、こっちをそのまま残しておいて要綱だけでやるというのができるかどうか、ちょっと疑問になってきちゃったんです。これ、内部調整もしますけれども、要綱改正で済むのであれば条例改正はしません。で、市の法務担当と相談して、これはやっぱり条例改正しないととても無理ですよという流れになったら条例改正ということになりますので、今はちょっとどっちとも言えないなというふうなことなので、そこもちょっと調整をさせていただけますか。次回にその結論をお出ししますので。

【松尾会長】 よろしいですか。

【山口委員】 はい。

【松尾会長】 それでは、協議事項の(1)については学識経験者枠4を3名にすることをご了承いただいて、具体的な案については次回、図書館長のほうから出していただくということにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、協議事項の2なんですが、図書館協議会からの要望(案)についてご審議をいただきたいと思います。これは文章にしてありまして、私のほうでつくったものですが、内容を読み上げていきたいと思います。小金井市立の図書館長あてです。差出団体は私たちです。会長名で出したいと思います。図書館協議会からの要望(案)です。「貴職におかれましては、日ごろより小金井市の図書館行政にご尽力くださり敬服いたします。本協議会は10月3日に『小金井市立図書館のいまとこれからを考える』をテーマに図書館協議会

フォーラムを開催したところ、70名を超える参加者があり、図書館に対する市民の大きな期待を感じたところです。その中で、図書館の運営やサービス等の改善のご意見も寄せられております。図書館協議会は貴職とともに、市民の声を反映し、小金井の図書館活動がさらに前進していくことを望んでおります。ここに図書館協議会の意見として、下記のことを要望します」ということで2点です。

「記、1、これから建設される(仮称)貫井北町地域センター内の図書館分館の開設、図書館運営方針の見直しの必要など、図書館の抱える課題を論議するためには、年間3回の会議開催では足りないと考えます。したがいまして、年間6回の開催が可能な予算確保を要望します」ということで、これから来年度予算の編成に入っていくと思いますが、ぜひそのときに予算確保の方向でお願いしたいということです。

「2、『市の考え方』にありますように、図書館の運営には専門的職員(司書)の配置が欠かせません。平成22年度末にベテランの司書3名が定年退職しますが、来年度以降も専門的職員3名の欠員が生じないようにご対応いただくことを要望します」ということで、田中館長も再三再四、ベテラン司書3人、大量退職という表現を使って私たちに説明をしてきましたけども、「市の考え方」も出され、実際市議会の対応含めて、委託化のことについては進んでいないわけですが、このままいきますと、定年で退職される司書3名の方が来年度以降補充されない事態は、私たちは避けたいと考えていますので、図書館協議会として要望を出していきたいと考えたところですが、いかがでしょうか。

1点、2点と2つあるわけですので、ご議論のほうは1番と2番を分けていきたいと思いますけども、まず1番の私たちの協議会の開催回数についてはいかがでしょうか。

【浦野委員】 浦野です。年3回を可能な限りの回数に増やしていただくことは、皆さん、ここにいらっしゃる方はほんとに感じていると思いますので、できるだけ回数を増やしていただく方向で検討していただきたいというのは賛成です。

【松尾会長】 よろしいですか。1番については、私たち、今年はフォーラムをやり、 正規の協議会以外にもいろいろ活動してきたわけですけども、そのようなことを踏まえて、 来年度は6回の開催が可能な予算確保をお願いしたいということで、協議会のほうから意 見として要望したいと思います。

【岡委員】 ちょっとごめんなさい、岡です。三者懇のときでしたっけ? 何かほかの 委員にいろいろお話を聞いたときに、今館長さんのほうのお話では、学識経験者はお一人 だというわりには多少回数が多いんですよね、もっとほかの委員の場合は。だから、ちょ

っとその辺も踏まえながら、ほかの社会教育の委員会というか、いろんな協議会とかの回数との整合性も踏まえて、やっぱり回数を増やしてもらいたいなという背景としてはそういうことがあるんじゃないかなと思います。

それから、もちろん図書館の運営とかそういう諸問題を解決するのに、どうしても3回では足りないということもあるんですけども、ほかの協議会とのバランスも考えられればぜひお願いしたいなと思います。以上です。

【山口委員】 山口です。ちなみにほかの協議会や運営審議会はどうなんですか。社会 教育委員はまたちょっと違うのかもしれませんが、図書館……。

【松尾会長】 例えば公運審。

【山口委員】 公運審なんかは年に何回……。

【松尾会長】 公運審の開催回数などはどのぐらい……。

【渡辺部長】 公運審は今年から9回です。

【山口委員】 9回?

【松尾会長】 三者懇のメンバーでやる公運審と、あと社会教育委員の会議は何回……。

【渡辺部長】 8回です。

【松尾会長】 8回?

【渡辺部長】 今年から8回です。

【松尾会長】 今年から増えて8回?

【渡辺部長】 減って8回です。

【松尾会長】 それにしても、3回から比べれば倍以上はやってるわけなので。

【岡委員】 だから、そう無理な状況ではないなという感じがしますけどね。

【松尾会長】 そうですね。

1番については、協議会として年6回を要望する、予算確保をしていただきたいということで求めていただきたいと思います。2のことなんですけども、私たちは小金井図書館の市民サービス、図書館運営に当たってはやはり司書の人が必要だという立場は前回の答申の中にも書かれてきたわけで、それを踏まえてと……。

【山口委員】 日にちがですね。

【松尾会長】 定年でおやめになる3名の方の後継を司書でお願いしたいということで、 要望したいということなんですけど、いかがでしょうか。

それでは、2点目も協議会として要望していくことにしたいと思います。

では、この図書館協議会からの要望(案)、(案)をとりまして、要望という形にして、 今日の日付でよろしいでしょうか。図書館長に要望書を提出していきたいと思いますが、 実は図書館フォーラムの報告はこの後するんですけども、前文のほうに図書館フォーラム の開催のことも書かれております。私がつくりました図書館フォーラムのまとめ、これは 後ほどその他のほうで報告させていただきますが、これも添付する形で、一体のものとし て要望していきたいと考えますので、よろしくお願いします。ご報告は後ほどになります けど、ご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項の(2)については、図書館協議会からの要望をまとめたということにさせていただきます。

協議事項の(3)なんですけども、その他は部長のほうで何かご要望は……。

【渡辺部長】 私どもは特にないです。

【松尾会長】 ないですか。皆さん、委員さんのほうで協議されたい内容はございますか。

【菅家委員】 1つよろしいですか。協議ではないのですが、先日の図書館フォーラムの際に、パネリストの方が小金井市立図書館運営方針というものの中の抜粋された文をお読みになられて、その資料がありましたということでお預かりして、今日少しコピーをとらせていただいたのですが、それは現在もこちらの小金井市立図書館運営方針というものが書面になったものがあるのかどうかということで、それは市民に配られたりしているものなのでしょうか。もしそうであれば、正式なものがいただけるというか、それを全く知らずに図書館フォーラムでお話を伺ったので、大変いい文章が載っておりましたので、あればいただきたいと思いました。

【松尾会長】 会長のほうから、まず小金井図書館の運営方針については、文章としては、コピーはいただいてあるんですけれども、あるわけですよね。それで今日の協議ということにはならないと思うんですけど、フォーラムの中でもアンケートでご意見をいただいたのは、図書館の運営方針については今後協議会等で見直しをしていくというご発言が議会であったとアンケートの中にあったんですけども、図書館協議会とすると、来年度、運営方針について協議をしていくということについては館長の側でご提案の考え方というのはあるんでしょうか。

【渡辺部長】 議会のほうでは確かに来年度から基本方針は、これは平成元年に改定されていて少し古過ぎるということもあって、改定の作業を平成23年度から始めますとい

う答弁をしています。それで、私、冒頭言いましたとおり、事務取扱ということで兼職なので、館長のほうがこの方針についてどういうふうな作業で、改定作業を進めているかというところが、詳細はわからないんです。ですので、今日この場で私が答えるというのはちょっと差し控えさせていただきたいなと思います。ただ、議会答弁では来年度から改定作業を始めると答弁しています。

【松尾会長】 よろしいですか。運営方針については議会答弁も踏まえて、協議会としても来年度ぜひ館長のほうから見直しについてご提案いただくような方向をお願いしたいということで今日はいきたいと思いますが、よろしいですか。

【委員一同】 はい。

【松尾会長】 それでは、次に行きます。

報告事項に入ります。(1) は貫井北町地域センター市民検討委員会の報告ですけども、これは私が第1回から第4回まで、委員会の後、皆さんにメール、あるいは郵送でお送りしたまとめがあるんですけど、杉村さん、印刷はしていただけなかったんですか。

【杉村庶務係長】 いえ、特にご用意はしておりません。

【松尾会長】 メールで送ったんですけど、今日の協議会で報告するので印刷していただきたいという、たしかCC(カーボンコピー)で、浦野さんに送ってあるので……。

わかりました。今、じゃ、間に合わないからいいですけど、今日、私から報告させていただくのは、協議会選出で委員に出ていますので、第1回から第4回までの概要を報告させていただきたいなと思っています。

【新井委員】 会長、新井です。それ、印刷していただいて、次のを先にやったらいかがでしょうか。

【松尾会長】 そうしますか。印刷できますか。

【杉村庶務係長】 はい。

【松尾会長】 それでは、(1)はコピーができてからということにいたしまして、(2)を先にしたいと思います。平成21年度の決算報告ですけども、部長のほうからお願いいたします。あ、係長に。はい。

【杉村庶務係長】 それでは、平成21年度の図書館の決算報告をさせていただきます。 お手元の資料、歳入から始まっている、ちょっと字が小さいんですけれども、5枚あって、 ホチキスどめしてあるもの、そちらをごらんください。

歳入のほうからご説明します。まず、蛍光ペンで黄色く色をつけてある部分の不用品売

払収入。こちらなんですが、役所全部ものが金額出ていますので、そのうち 2, 3 1 4 円が 図書館の不用品売払収入です。内容は古新聞ですとか、古雑誌を処分した分の収入になり ます。

それから1枚めくっていただいて、1カ所色づけしてある部分があると思うんですけれども、図書館コピーサービス料金が27万430円、こちらは2階に利用者の方がご利用いただけるコピー機が設置してあるんですけれども、そちらの収入になります。

それから、また1枚めくっていただきまして、歳出のほうです。こちらも右側を見ていただくと、図書館費としては予算額1億4,259万1,000円ということで、決算額が1億4,082万3,236円になりますが、事業が3つに分かれていまして、その1つ目、図書館事業に要する経費が1億1,275万2,622円。こちらは図書館の非常勤嘱託職員の報酬ですとか、その他人件費、それから、主に図書館事業にかかわった部分の経費でございます。詳細は記載してあるとおりです。

それから、もう1枚めくっていただきまして、下のほうになりますが、2番目に図書館維持管理に要する経費というのがございます。こちらは図書館の建物ですとか、その他備品等という運営の維持管理に要する経費ということで計上してございます。決算額はごらんいただいたとおりです。

それから、もう1枚めくっていただきまして、また下のほうになります。3、移動図書館に要する経費がございます。こちらは移動図書館の運営と維持管理に要する経費になります。移動図書館車の委託料も含んでございます。決算額は以上のとおりです。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。ご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

【岡委員】 全然わからないんですけど、これって歳入があって、支出があるんだけれども、歳入のほうが2ページで、支出が3ですね。そうすると、普通の公会計と全く違うんでよくわからないんですけど、1番目の歳入の右端にある、この内訳というのは、その合計額はどこに入るんですかね。収入に入るんですか、これ。歳入だから収入ですよね。収入の調定で、実際は決算が固まったということで、そういうふうに理解してよろしい……

【松尾会長】 部長、お願いします。

【渡辺部長】 この歳入のところにつきましては市全体をあらわしています。ですので、 今示している8番の一番左側の雑入と書いてあるところですね、これは市全体でこういう 金額の収入だということで、その右側に書いてあるページの不用品売払収入、この中の一部が図書館の収入だということで、全体をこちらは示しています、収入は。歳出のほうは、これは図書館だけの事業費を計上してあります。ですので、歳入は市全体、歳出は図書館だけという見方をしていただければ。

【岡委員】 そうしますと、じゃ、この中で結局図書館の項目というのは全部ではなく て、要するに一部だったりするわけですね。

【渡辺部長】 そうです。歳入に関しては、先ほど説明した不用品売払収入の一部と、 それから、次のページの図書館サービス料金の27万何がし、これだけです。

【岡委員】 2つだけですね。

【渡辺部長】 ええ、あとは全部ほかの部署を寄せ集めて書いてあります。

【岡委員】 ちょっと待ってください。すると、ここにある、左側にざーっと金額が書いてございますよね。最初の受託水道事業に係る負担金から始まってずっとありますね。 ここの合計というのはここの左側の金額になるんですか。

【渡辺部長】 この右側の明細に書いてある数字を全部寄せ集めると、収入済額と書いてある2億4,062万5,039円になります。

【岡委員】 それで、ちょっとそれは、会計基準からいくとこういう会計の仕方って非常にまずいと思うんですよね。要するに会計の場合、一定基準にしなきゃいけないということだと、歳入が市全体で、歳出が図書館全体って全然よって立つところが違うんで、これはしようがないんですかね、こういうことというのは。

【渡辺部長】 市の歳入というのは、主な収入は税です。図書館のためにこの税をこれだけ集めているというものはないんです。ですので、一たん集めた税を歳出予算としてここに割り振るんです。ですので、収入というのは全部一まとめになっているんです。

例えば、あと国の補助金なんかもあります。それらも一つにまとまってくるものと、個別の事業に対してくるものとあります。ただ、歳入に載せるときは個別の明細もありますけど、どかっと載っけるんです。その後割り振るという形になるんですよ。ですので、収入は個々の事業に応じて収入があるわけじゃありませんので、こういう歳入は1本、歳出は個々の事業に分かれますという記載方法になっています。

【岡委員】 それはよくわかるんですよ。わかるんですけども、普通会計からいうと、 歳入があって歳出があるというのが普通会計するときに、そうすると、じゃ、勝手な言い 方なんですが、使うだけ使ってもいいじゃないかみたいな、これからしますと、歳入は税 収入があって、でもそれは一応枠組みみたいなものがここに書いてございますように、調 定額というのが、これが要するにあれですよね、一般的に言うところの予算額ということ になるわけですね。そう考えてもよろしいですか。調定額と……。

【渡辺部長】 調定額は予算額とは趣が違って、これは役所独特の言葉なんです。収入を得るときに調定という呼び方をするんですよ、収入の場合に。税なんかも調定という言葉を使うんですね。ですので、これは役所特有の言葉だということで考えていただくのがいいのかなと。ですので、予算じゃないんです。

例えば、税なんかも100億円予定していました。そのうちに確実になったものを調定と呼ぶんです。それが95億円でした。収入済額も同じ金額の95億になればいいんですけど、このうちの滞納分なんかありますので、そこから引いた残りが実質収入の、例えば92億とかになるんですね。そうなると未歳入というのは3億円というふうな表現の仕方ですので、そういうふうに理解していただく以外この場ではなかなか……。

【岡委員】 公会計ですからしようがないとして、ここで議論すべきなのは、歳入はしようがないとして、歳出を見ればよろしいということですよね。歳入は幾ら見てもこれがどうで、そういうことですよね。

【渡辺部長】 そうです、そういうことです。

【岡委員】 ちょっとそこのところが対になっているもので、つい会計で見ると けど、そうすると歳出についての全体の支出が図書館の場合は1億5,590万というこ とですか。あ、違うか。1億4,415万円ということでよろしいですね。

【渡辺部長】 そうです。

【岡委員】 そういうことですね。

【松尾会長】 これは予算ですよね。補正を含めた予算……。左側の1億4,415万は補正を含めた図書館の予算額で、右側に決算額が出ていますので、歳出済額が1億4,082万3,236円、これが図書館サービスを行うために支出された金額ということになりますよね。

【渡辺部長】 ここで一つ注意しなきゃいけないのは、この中に職員人件費は入っていないんです。これは項目がちょっと違うんです。社会総務費という中に入っていまして、生涯学習分に全部がごちゃまぜに入っちゃっているんですよ。もっとややこしいのが、その中には再任用がまたないんです。再任用職員の分については、これは庶務課の部分に入っちゃっているという会計上のややこしさがありますけど、そんなに細かく見ていただか

なくても、大体の、おおよそこういうふうにお金の使い方をしているんですよという見方でもいいのかなと思うんですけど、もし何かほかに疑問があれば、私が説明できることであれば説明します。

【松尾会長】 新井さん。

【新井委員】 ちょっとすいません。いいですか、単純な質問ですけど、1つ、図書館 長に質問です。このもらった資料の1ページ、下に44ページと書いてあるけども、2億 4,000何ぼ何ぼというのは一体何ですか。

【渡辺部長】 2億4,000.....。

【新井委員】 一番最初の表の、真ん中ら辺に調定額、収入済額というので2億4,00 0万かな、これは何を、どういう意味ですか、これは。

【渡辺部長】 これは雑入の総体が、当初は1億5,869万8,000円を予定していましたと。それで、とても入りそうもないという金額が、補正予算額の中で減額をされています。647万4,000円減額です。それを差し引きしますと、予算としては1億5,22万4,000円になります。その後に、実際に入った金額が調定額、2億4,062万5,039円、それから収入済額、これは同じ金額になりますけど、こういう金額が入りました。そのうちの雑入部分として2億4,062万5,039円、その明細が右側のだっっと名前と金額が書いてある内訳になりますという見方で、実際には予算よりも少し多目に入っているということですよね。

【新井委員】 ということは、ちょっと質問を続けるというか、今のお答えに対して聞きますけど、この今見られている1ページ目、資料にある1ページのもともとの予算は、補正を含めて1億5,200万だったものが、実質的に決算上は2億4,000万になったという意味ですか。

【渡辺部長】 そういうことです。

【新井委員】 よろしいですか。

【渡辺部長】 はい。

【新井委員】 もちろん2億4,000万云々というのは、市全体のものであるということですね。

【渡辺部長】 そういうことです。

【新井委員】 その中で図書館に関与するのは黄色い、不用品何とかというところだけですか。

【渡辺部長】 そうです。

【新井委員】 わかりました。それと、あと……。

【渡辺部長】 6ページ目の

【新井委員】 その2つですね。わかりました。

【岡委員】 すいません、ちょっとごめんなさい。頭悪いのでよくわからないんですけど、市の歳入の総額が2億って、そんなもんじゃないでしょう。要するに2億の歳入っていうのは、ここの内訳を見ると、あらゆる分野に入っているんですけれども、その項目にある、今おっしゃった2億という総額は、どういう分類というか、あれであるのかね。もっともこれは実際、市の総税収入というのはこんなものじゃないですよね。

【新井委員】 新井が答えるのはおかしいんですけど、これは雑収入だけのことだけで しょう。

【渡辺部長】 この前に、四十何ページあるわけなんですよ。そのほうからいくと、例えば市税、それから国庫支出金、都支出金とかいっぱいくるんです。それが四十何ページあるわけです。一番最後のほうの雑入をここに書いてあるだけなんです。ですので、この前には四十何ページありますということです。それが全体の市の予算、収入だということです。

数字忘れましたけど、380億……。これはちょっと怪しげですけど、大体そんな見当 ぐらい、毎年。

【新井委員】 380億ぐらい。

【渡辺部長】 ぐらい。

【新井委員】 ああ、そうですか。

【渡辺部長】 検討ですよ。

【新井委員】 ああ。

【渡辺部長】 よろしいですか。

【松尾会長】 じゃあ、すいません、図書館のほうの歳出のところを見ていただきたいんですが、私どもからご質問が1つあるんですけど。図書館協議会委員報酬のところで、人数が9人となっているんですが……。

【渡辺部長】 1名行政職員、今日お休みの校長先生がいますので。ここについては報 償費を払っていませんということで、9人。

【松尾会長】 勤務になるからということで、こちらは払わないと。

【渡辺部長】 小金井市の方針としては、もらわないということになっています。

【松尾会長】 わかりました。

【新井委員】 新井ですが、質問していいですか。会長、よろしいですか。

【松尾会長】 はい、どうぞ。

【新井委員】 今、館長の説明の中に、図書館費と称しても、ほかの人件費を含めて幾つか項目としては、ここの1億4,000万に含まれない図書館関連費もあるということなので、今からする質問はちょっとそういう点では、全体をお聞きすることにはならないんですが、ここでいう費用区分の図書館費、1億4,200万五千何ぼというか、これに対応するということでお聞きする場合としてお聞きしたいんですが、今いただいている資料の今年度と比べて、もう1つ前の前年度との比較で、1億4,000万というのは、どう増減しているかおわかりですか。

【渡辺部長】 ちょっと待ってください。

21年度が1億4,082万3,236円、20年度は1億3,636万5,901円。棒 読みしますと、136365901です。差し引きが445万7,335円、445733 5ということで、21年度のほうが若干増えております。

【新井委員】 はい。わかりました。

【松尾会長】 ほかにございますでしょうか。

【矢崎委員】 収入、歳入のほうで、補正予算がマイナスになっていますけれども、一般的に補正予算というのは増えるというか、追加配分されるんじゃないかと思っているんですけれども、去年の場合はマイナス配分をいただいた。これは図書館に何か影響はありましたか。

【渡辺部長】 補正は2通りあります。通常、増額というイメージがあるんですけど、 実は減額もかなりあります。減額する理由としては、1つは見込んだ収入が得られない場合は歳入については減額しますし、それから歳出についても、事業執行ができないという 事情があれば減額します。

それから事業は執行したんですけど、契約額が予算額より余りましたと。余った分を返しますというやり方のときは減額になるんです。足りないときは予算を増やしてくださいということで、増額になりますので、増減両方あります。

それで、この600万は何で減らしたのかというのは、市全体で図書館が全然絡んでいない部分でやっているので、正直私どもではちょっとわからないというのが正直な話で、

600万減ったから図書館の予算がどうなるということはないです。予算というのは3月の議会で決まって、それについてはもう確保されているものですので、よっぽどの歳入欠陥でもない限り、決められた予算が減額になることはないですし、私、38年やってきて、そういうことは1回もないです。

以上です。

【矢崎委員】 もう1点、矢崎です。通常、予算に対して支出ということになるんですけれども、今年の場合、ちょっと字が小さくてよく読めないんですけれども、そこら辺で何か予算に対して支出で大きく違う、要するに見込みが違ったというか、そういうようなところがありましたら、説明していただきたいんですけれども。

【渡辺部長】 そういう大きなものは今年はないです。逆に言えば、大きなものが発生するのは、例えば大規模修繕なんかをやる場合とか、機器を入れかえるような場合、これについては契約差金というのが当然出るんですよね。そういうところがあると大きく変動しますけど、通常の経費というのは、予算というのを決められると、もうほとんどこのまま、ずっと動いていっちゃうんです、よっぽどのことがない限り。ですので、毎年毎年、経常的な経費というものは、正直言ってほとんど差がない。

図書館として差が出るところは、図書購入費は、年によって数百万単位で上下すること はあります。これは歳入のほうが少なかったり、あるいはほかより多くの予算が支出予定 であるような場合については、どうしてもそういった部分が削られやすいという傾向があ ります。ただ、21年度はそういうことはなかったです。逆にいえば22年度がちょびっ と減らされたというのがあります。

【山口委員】 ちょっと僕のほうから質問させてください。

【松尾会長】 はい、どうぞ。

【山口委員】 予算と支出の、3枚目ですよね、予算は補正も含めれば1億4,400ぐらいあって、現実に支出されたのは1億4,000で、不用額というのが出ますよね。これが300万超えるんですよね。ちょっと我々からすると、予算で補正で追加もされてきながら、不用額というのは、つまり使わなかったという部分ですよね。300万あって、多分これは本庁のほうにお返しするということになるんだろうと思うんですが、そこのところをずっと見ますと、備品購入費のところに一番、約97万、100万近くあると。いろいろでこぼこあるんだけれども、大体普通は予算というのは、決められたものは使い切るというのが普通じゃないかという、あまり余らない、上のほうから何パーセント使うなと

いう指令があれば別にしても、300万というのは結構大きな額かなという。例えば備品 購入費のところ、本代なんかここに入りますよね。書籍、資料費ですよね。こういうのは 使っちゃえばいいじゃないかと僕なんか思っちゃうんだけれども、このあたりはどうなん ですかね。使い切っていないというのは、上のほうの方針によるのか何なのかという。

【渡辺部長】 予算が配分されて、使うなということはないです。さっき言った、契約をしますよね。契約差金は必ず出るんです。今言った図書購入費も大口でがっと契約するんです。そのときに、町の本屋さんであれば定額なんですけど、大口で買うと割引があるんです、契約によって。そういったときに差額がどうしても出るんです。出ると、それは使っちゃいけないというのが市の方針です。契約をやった残りの不用額について、契約差金については使ってはいけないという大原則があります。これを使う場合については、流用というやり方をするんですけど、財政課の許可を得た上で執行できる。通常は執行停止になっています、自動的に。ですので、予算があって契約して余りが出たら、余りは使えないというのがルールです。

【山口委員】 はい、わかりました。

【松尾会長】 よろしいですか。ほかにございますか。

【渡辺部長】 すいません、私のさっきの発言、備品の中で九十何万余っていますというところで、1つが委託、前回、12月議会に提案して補正を上げているんです。補正自体は可決されたんですが、凍結という形になったので、その中に幾つかの備品も含まれています。ただ、そんなに大きな金額じゃないでしょう、それ。もとが小さいから。幾らだっけ。

【杉村庶務係長】 90万以上……。

【渡辺部長】 90万ぐらいになる? じゃ、すいません、それが90万ぐらいになる そうです。ということで、今回の場合は図書の契約と予算とはほぼ均衡していたというこ とです。ということで、委託の凍結予算のほうがそのまま不用額になりましたというとこ です。

【松尾会長】 よろしいですか。

ほかにございます? ないようなら……。

【岡委員】 これは決算のご報告となっているんですけれども、当然、来年度の予算のときにも同じように、こういう予算組みでやりたいというのがここでやるわけですね。それはどうなんでしょう。要するにどういう、はっきりとしたものじゃなくてざっくりとし

たもので行うとか、それはないんですか。

【渡辺部長】 これ、例年決算の報告をしているということで、今回お出ししているんですけど、基本的には経常経費というのはそんなに、先ほども変動ありませんというふうにお答えしていますけど、基本的にはこの線でいくと考えています。これ以外に何か特別な要因があるものについては、これに付加した形で予算は要求し、それがつけば新たな増減が出てくる。基本的にはこういう形で、そんなに変わらないですね。

【岡委員】 ということは、この決算と同じような形で予算ということについて、協議会への、例えば報告なりご相談ということはないと考えてよろしいわけですね。

【渡辺部長】 予算構成する段階では、予算の編成権は、市長の専決事項ですので、これはほかはあまり手は入れられない。1つ法律で決まっているのは、教育委員会は、意見を述べることができるというのがありまして、その場があるだけです。ほかは編成権は市長の専決事項ですので、ほかからはあまり言えないという、言い方が悪いのか、提案はできないという形です。

【岡委員】 はい。ですから今、お話しいただいたように、大体1から、ここに書いてあります22の項目ぐらいになるだろうというお答えで解釈したんですけど、そういうことなんだろうというお話ですね。

何で質問したかというと、これは将来にわたってなんですけれども、貫井北町のあれについてもそうなんですけれども、やはり予算化されないとなかなか、そういったことについて後手後手になってしまうということで、それでちょっとお願いなんで、これは通るかどうかわからないんですけど、今、出版業界ってすごい大きな潮目時に来ているんです。要するに非常に電子出版というのが今、もちろんこれは日本の場合、いろいろ制約がございますから、そう急には来ないと思うんですけれども、かなりのあれがあるので、もしよろしければそういったことの何か委員会なり、例えば、別にすぐやるとかじゃなくても全然結構なんですけれども、それが来たときにどう対応するかというだけでも、そういったことについて何か予算化されておられれば、何か対応するのにもスムーズに乗れるんじゃないかなと思いますけど。

【渡辺部長】 これは北町センターの中の議論でも出ていたんですけど、図書館長は私 じゃなくて、田中図書館長はまだ検討中ということで、具体的なものはまだないという答 え方をしています。ですので、これからおそらく議論になるのかなとは思いますけど、多 分、いろいろな問題点が出てきて、整理するのには一定の時間も必要なのかと思うんです けど、この辺は大学の先生のほうがお詳しいのかなと思うんですけど、何か教示いただければ。ぜひ、逆なんですけど、すいません。

【山口委員】 どうなんですかね。私も、電子自体は詳しくはないので……。

【岡委員】 いや、僕がそう申し上げたのは、実は日本の電子書籍の場合というと、問題が山積しているんですよね、欧米と違って。著作権の問題とか版組みの問題が縦組みですので、それがまだ解決できていないということがありますので。

今、大体、漫画本なんですけれども、ほとんど、そうすぐには来ないと思うんですけれども、それは凌駕するような勢いでいますのは、若い人たちを中心にそういう、電子端末機がものすごい勢いではやっているということで、こういう時代というのは、需要と供給の流れで物事が進化するんじゃなくて、かなり供給の側から逆に需要がどんどん変わっていってしまうみたいなことで、ゆくゆくは大学の教科書なんかが一番電子書籍に乗りやすいとはよく言われるんですけどね。

だから、そういう意味で、僕はすぐさまやれということは、とてもそんな希望しておりませんけれども、ただ後手後手になるよりも、ちょっとそういった準備をやっていって、そういった情報を集めなりということをされるための研究部会とか分科会みたいなものを、そういう知識のある方の中でお進めになっていて、それが5年後になるのか3年後になるのかわからないんですけれども、そうするためにも、何かそういうこともやってみられてはいかがかなというような。これは単なる参考意見ということでお聞きいただいて結構なんですけど。

【松尾会長】 会長ですけど、私のほうも電子出版についてはよく詳しくはわからないんですが、来年度、図書館の運営方針の協議が予定されるということですので、その中で、私たちも議論していけばいいかなと。今この場で協議をしても……。

【岡委員】 いえいえ、方向性としてあればいいのかなと。

【松尾会長】 運営方針の中で、あるいは議論ができるのかなということなんですけど。 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、平成21年度の決算報告についてはよろしいでしょうか。その他の報告に移 らせていただきたいと思いますけど。(3)を先にやっていきたいと思います。図書館別館 使用要綱の一部改正について、ご報告をお願いいたします。

【渡辺部長】 はい。お手元に資料が2枚いっていると思います。1つは小金井市立図書館別館使用要綱の一部を改正する要綱、もう1つが、同じく、新旧対照表になっていま

す。今回のこの別館の改正は2点あります。

新旧対照表をごらんください。第2条の第2項、市内における社会教育活動に関係する 団体及び館長が特に認めた団体というのが、この社会教育活動というのは新たに変更する 箇所です。旧要綱では、同じく第2項のところに、図書館活動として「(文庫、読書会、お はなし会、講演会、講習会等)」というふうに、図書館活動に限定した要綱となっています が、ここのところ、別館の利用率がかなり落ちてきています。ということもありまして、 利用団体の枠を広げるということで、図書館活動の文言を社会教育活動に変更したいとい うのが1つ。それからもう1つは、第4条のところで、現行の利用時間は午前10時から 5時までなんですが、新しい要綱では、水曜及び木曜日は午前10時から午後8時までと するということです。

この2点の改正を、22年の10月1日に既に施行しています。図書館協議会と時間が合わなくて大変申しわけないんですが、既にこういう形で実施をしていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。いかがですか。これは10月1日に施行していますので、報告ということになりますが、市民の側からすれば、利用できる範囲も時間も拡大されたわけで、いいことだと思いますけれども、この要綱に関して、ご質問などありましたら、お願いしたいんですが。

【浦野委員】 浦野です。もう10月1日からということなので、何か変化はございますでしょうか、具体的に。

【杉村庶務係長】 庶務係のほうから。10月1日から施行ということなんですけれども、まだ新しい団体からのお申し込みですとか、5時以降の利用の申請等が来ていません。

【松尾会長】 PRのほうはいかがですか。

【杉村庶務係長】 10月15日号の市報に掲載しまして、市のホームページのほうに も当日、同じ日から掲載しております。

【渡辺部長】 部長ですけど、さらに公民館に掲示、ポスターを張るというPRも考えていただければ、また利用も可能ではないかと思いますけど。

【松尾会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、図書館別館使用要綱の一部改正については、ご報告をしていただいて。 残された報告ですけれども、(1)の貫井北町地域センター市民検討委員会報告ですが、 コピーをしていただきましたので見ていただきたいんですけど、私が委員として出ていまして、毎回報告、まとめをつくり、お送りはしてあります。これを細かくご報告すると時間がかかりますので、ポイントだけにさせていただきます。

この検討委員会は、現在、4回まで開かれております。第1回目の委員会については、 委嘱状の伝達等あったわけですけれども、委員の構成は、公募市民委員6名含めて13名 です。事業者とありますが、設計を担当していただく事務所は前川建築設計事務所に決ま りました。ということで、委員会のほうでは、設計事務所側の提案を毎回検討していると いうことです。委員の構成に合わせ、委員長、副委員長については1回目に決まりまして、 委員長は法政大学の建築がご専門の渡辺先生と、副委員長は日本大学の建築のご専門の浅 野先生になりました。

今後の予定ですけれども、平成22年度、今年度ですね、基本設計を終わりまして、23年度は実施設計、24年度は計画通知、工事に入るということです。24年度、25年度で工事に入って、26年4月からオープンというスケジュールになっています。私たち委員は、担当する年度というのは、22年度と23年度になりますでしょうか。23年度まで市民委員会がかかわるということです。今年度は、開催予定が別刷りになっていると思うんですけど、基本設計工程フロー図というところがありますけど、これをごらんになっていただきたいんですけど、今年度は既に7月14日が1回目開かれて、4回に終わってることがあります。全8回の予定です。

作業工程、大体スケジュールどおりきていると思いますけど、最初の2回の敷地環境把握と計画、その次の2回は全体構成の検討で、11月10日、12月8日、全体イメージの検討をして、来年1月、2月にわたってまとめをつくっていく段取りになっています。また、まとめのほうに戻っていただきたいんですが、建物の概要について、立地条件が示されていまして、土地面積は2,070平米です。建物の床面積はおよそ2,000平米をめどにしてつくる。この条件のもとで、どのような建物にするかということを、第1回で大枠を決めたわけですけど、2階建ての建物にするということと、その使い道については、1階が図書館と共有スペースで、2階が公民館ということで決まりました。それが第1回です。

第2回目は、8月11日に開かれたんですけど、私のほうから3件ほど質問させていただきました。1つは、市の仕様書があって、プロポーザルで前川建築設計事務所に決まったんですけれども、その仕様書が私たちの市民検討委員会の中で議論する制約条件になる

んですか、どうですかということが1点です。

2番目が情報の公開です。審議会で出された意見あるいは資料を公開していただきたいということですが、まずホームページに議事録が載ります。それと配付された資料については3カ所、市の情報公開コーナーと、図書館の本館と、議会事務局にありますので、全資料を見ることができるということになりました。

それと3点目は、図書館の建築については、準備段階から図書館の職員、しかも経験のある司書が必要だということで、ぜひ担当者を配置してもらいたいという質問をしております。

2番目は省略いたしまして、第2回の会議でまとまったところは、下のほうに書いてありますけど、駐車場の配置案です。A案、B案がありまして、敷地面積が狭いということなので、駐車場スペースを最小限とするA案に決まったわけです。業務用の車両と、あと障害者の方が車で来たときに置けるスペースなど2台、業務、一般車両が2台ということでA案が採択されたんですけど、駐輪場については大きなスペースをとって、90台ほどの自転車が駐輪できるようにということで設計に盛り込むことになりました。

3回目は9月26日ですけど、この段階で基本設計の図書館部分と公民館部分に前川事務所の提案を受けて、議論をしたところです。前川建築事務所からの提案ということで書かれていますけど、図書館の面積は650平米で、ゾーンは一般開架室、ブラウジングコーナー、ヤングアダルトコーナー、児童コーナー、お話室、閲覧コーナー、レファレンスカウンター、サービスカウンター、参考図書コーナー、オープンスペースなどを設けるということです。資料数は一般書で4万4,000、児童書で1万2,000、雑誌100タイトル、新聞12紙を想定していると。閲覧席については32席程度ということで提案がありました。

公民館部分については省略させていただきまして、この提案に基づいて、3回、4回と協議をしたわけですが、4回目に基本設計、図書館部分では、より詳しくなりまして、私が枠で囲ったところを見ていただきたいんですけれども、このときに出された案が、前川建築事務所のほうで、大体毎回2案ずつ出してくるんですけれども、4回目はA案の改定されたA2案と、R案という2つ出てきました。R案というのは、追加部分を見ているだけではわからないんですけど、レクリエーション室というんですか、レクリエーションのRなんですけど、公民館部分に大きなレクリエーション室を設けましょうというのがR案ですね。方向とすればR案に行っているのかなとは思っていますけども、正式には決まっ

ていないと思います。次回5回目は、この2案ではなくて、1本に絞った案が出されると 聞いています。

図書館部分の案ですけれども、多少、3回目からそれぞれ広くなりまして、680平米から690平米。それで、図書館の事務室の部分が今までなかったんですけれども、4回目のときには詳しい事務室部分の間取りが出てきまして、これは図書館職員との間で意見交換をした上での案だということで出されてきました。事務室部分は控室やロッカーですね。あと、資料を整理するデスク等を配置する十分な、まだこれでも十分なスペースではないということなんですけれども、一定程度の事務スペースは確保したということで説明がありました。

今後、図書館の書架だとか備品類は今後の協議事項になりますので、今はゾーンを決める段階です。どのような案が出ているかというと、私がお配りした白黒のもう1つの図面を見ていただきたいんですが、A2案とR案が裏に書いてありますけれども、図書館部分は大きくは変わっていませんで、「児童コーナー」や「お話し室」のイメージは違っていますけれども、大きくは変わっていませんで、この案もさらにまた改定されていきますので、どんどん案は変わっていくから、これで決まりというわけではないです。

事務室部分についても、図書館事務室は枠で囲ったイメージでできていますけれども、これは、4回目に出されたスライドによる提案は、この図面とは違っていたものですから、スライドですからプリントして持ってくることができなかったので、このA2案とR案、ともに事務室部分は大きく、図書館職員の方の意見を取り入れて、手直しがされていますということですね。

ということで、ご報告になりますけれども、専門的な部分の設計上のご質問というのは 私は答えられませんが、何かご意見、ご質問がありましたら述べていただきたいんですけ れども、どうぞ。

【浦野委員】 質問なんですけども、第2回の、裏側の2ページ目ですね。「図書館長の答弁として『BDSを設置する』とのことです」。すみません、BDSって何でしょう。

【松尾会長】 これは、盗難防止装置というんですか、Book Detection Systemといいまして、本に磁気テープを仕込みまして、黙って持ち出すとブザーが鳴って、黙って持ち出しましたよということがわかる仕掛けになっていますね。今、多くの新しい図書館ではそれを導入していますね。図面でもBDSと書いてあるんですけれども、Book Detection Systemといって、盗難防止のシステムです。レンタルショップだとか、量販店の電気屋さん

にも最近ありますよね。同じものです。図書館長として、導入をするという答弁があった ということですね。

【浦野委員】 ありがとうございます。

【新井委員】 質問いいですか。会長に……、新井ですけれども、協議会を代表してたびたび出ていただいてご苦労さまです。幾つかお聞きしたいので、前に、最初、このセンターが決まったときにご報告があったような気もするんですけれども、そういう意味では再質問で恐縮ですが、これは、土地は……、質問が幾つかになります。土地はどこの所有のものか。市のものだったのかということを1点。

それから、ご存じであれば、この土地を除いて今回のこの建物というか、設備の総経費というか、総費用の予算がどのぐらいで設定されているのかということが2点目。それから、3点目は、この図書館スペースが680とか90平米ということなんですが、イメージとしてちょっと伺いますけど、ここ、今、我々が座っている、この本館のワンフロアのスペースというのは大体どのぐらいあるのか、イメージとして比較したいので、お聞きしたい。ご存じなら、というか、あるいは図書館の事務局のほうからのお答えでもいいんですけれども、お聞きしたいと。この3つです。

【松尾会長】 その点は部長のほうが多分詳しいと思います。

【渡辺部長】 敷地は小金井市の敷地で、取得したときは公民館用地として取得をしています。年賦も既に支払いが完了していますので、予算的にもすべて市の土地だということです。ただ、1つ、北東の部分に、この図面にも書いてありますけれども、北一会館という施設が建っています。これについては残したまま、ほかのスペースで新たな施設を建てるというのが基本案になっています。

それから、2番目の建築予算なんですが、これは市として外部にまだ公表している数字がありませんので、ここではお答えできません。

3つ目は、広さですよね。ざっといいますと、これ、全部で1,820ぐらいなんですよ。

【渡辺部長】 地下も合わせて。

【新井委員】 4フロアですよね。

【渡辺部長】 そうそう。で、1階部分は確か380ぐらい。

【新井委員】 大体でいい。

【渡辺部長】 それから比べると、この600というのはかなり大きなスペースだと思います。

【新井委員】 ああ、そうですか。倍ですね。

【渡辺部長】 倍にはならないですけどね。

【新井委員】 はい。ワンフロアのスペースとしては倍に近いと。

【渡辺部長】 倍に近いですね。

【新井委員】 ああ、そうですか。なるほどね。結構です。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【岡委員】 松尾会長、すみません、岡です。ちょっとお聞きしたいんですが、これは 1階の図書館の、要するにA2案とR案で、上に結局公民館部分が入るということですか。

【松尾会長】 そうです。2階に公民館部分が入ります。

【岡委員】 それは、公民館部分も一緒に何か共有されるときには合同でなさっている わけですか。

【松尾会長】 そうです。すべて合同。

【岡委員】 それでお聞きしたかったのは、もうちょっと、これで気がついたんですけれども、そこまで固まっているのでもほぼ何かある程度……。これは、要するに、閉架書庫が若干あるんですけれども、基本的には、開架式ということですよね。そういうふうに解釈してよろしいですか。

【松尾会長】 閉架書庫については、私も意見を述べたんですけれども、部屋にした閉架にしますと、5,000から6,000冊ぐらいのものですので、職員の動きが、一々ドアを開けて書庫の中に入っていって、本を出してというよりも、オープンな閉架書庫にしたほうがいいのではないかという提案をして、それが通りまして、事務室の中にオープンスペースで稼働式書架を設置するということで、頼んでいます。

【岡委員】 そういう意味ではなくて、基本的にこれぐらいのだったら閉架の書庫とい うのは大した量じゃないと思うので、この図書館そのものはほとんど開架式みたいな、ほ んとうにごく一部が閉架というふうに考えてよろしいわけですね。ですから、公民館のほ うにこの閉架のスペースがあるとかということはないんですね。

【松尾会長】 ないですね。

【岡委員】 ないですね。はい。

それともう1つ、ここに「スタッフラウンジ」と、これはR案で、あって、これは非常にいいと思うんですよね。やっぱり読書会とか何かそういういろいろなことがあったときにやるというのがR案ではあるんですけれども、これがA2では、若干、「控室」とは書い

てありますけれども、事務室の延長線上にありますので、かなり利用者サイドという感じではあまりないんですけれども、この辺、上の公民館がそういうことでいろいろな小部屋がもしあるんだったらそっちを利用しても構わないと思うんですが、そうなってくると感覚も違うと思うので、その辺も含めて、今の図書館って大体そういった小部屋が幾つか用意されておりますよね。それで、何かいろいろな小グループが利用できるようになっていますよね、ガラス張りで。だから、そういう意味ではこれを生かす手として、ぜひ、R案のほうが僕はいいなと思っていて、もしA2案になるようでしたら、公民館のほうに何かそういうものが、相互利用というのが簡単に、しかも手続もそんなに難しくなくて、簡単にできるような、管轄が公民館と図書館は違いますので、そういう心配があるんですけれども、そういったことでやっていただければ、複合施設としてのそういうメリットというか、相互利用というのができるんじゃないかなと思うんですけれども、そこまで話行って終わりかと思うんですけど、多分。

【渡辺部長】 そうですね。まず回答ですけど、この案は既に事務室部分を多く変えられているんです。図書館側の考え方として、職員は長い時間ここで執務をするわけですから、お昼休憩をすることだとか、夜間開館の前に休憩するとか、事務室とは別に休憩する場が必要だなということで、スタッフラウンジは休憩室ですね。それで、ロッカールームも必要だと。

【岡委員】 このスタッフラウンジをのべつ使うわけじゃないですから、置かれたらいいなと。

【渡辺部長】 公民館部分の図面を見ますと、もっと狭い事務室なんですよ。図書館は広いものですから、作業スペースは図書館に必要ですから、事務室の中に。図書館の事務室は広くとってありますけど、公民館はもっと狭い事務室で、1階の図書館と公民館の職員の共用のラウンジや控え室という考え方はちょっと難しいかなと思っています。

【岡委員】 そうですね。

【渡辺部長】 別々にあったほうがいいとは思っています。

【岡委員】 ちょっと、働いている方の健康というのも考えなければいけないんだけど、何かそういうことでちょっとした小部屋みたいなものが図書館の中にあればいいなと思ったんですけどね。ちょっとその辺が……。

【渡辺部長】 その福利厚生室ということで、スタッフラウンジや控え室ということで すよね。 【岡委員】 そうですよね。だから、それが多目的に使って、使わないときには一般市 民にみたいな、何かそういう、最近多いですよね。何かそういう……。

【渡辺部長】 でも、そこは難しいかもしれないですね。上は公民館でたくさん部屋があるんですね。だから、使っているときは公民館のほうに職員の私物なども置かれますからね。

【岡委員】 ああ、そうですね。わかりました。

【渡辺部長】 職員のための部屋というふうに。

【岡委員】 いろいろ移動というお話だったので。

【渡辺部長】 そうです。また、次回第5回目には1案として出てきますので、そのときに図面をつけてまたお送りしたいと思いますから、ごらんになっていただきたいと思います。

【岡委員】 そうですね。それからもう1つは、飲食スペースがあるというのは非常にいいですね。どうしても長期滞在の方はそういう意味では何か飲み食いを若干、ちょっとおなかに詰めたいときがありますので、そういうときにやっぱりあるというのは、非常にいいと思います。

【渡辺部長】 これは共用スペースの中にあるので、いいと思います。

【松尾会長】 はい、どうぞ、矢﨑先生。

【矢崎委員】 若干質問ですけれども、私は3つぐらいあります。1つは、BDSをここで入れられるということなんだけれども、会長の説明にもあったように、想定が違うわけですね。磁気なりICを入れるなりということで、多分、ほかの図書館と想定が変わっちゃうということですかね。

【松尾会長】 小金井の中にある本館と、この新しい本館との装備は、当然変わってきますよね。

【矢﨑委員】 変わってきますよね。

【松尾会長】 その手当てはしなくちゃならないと思いますけど。

【矢﨑委員】 そうですね。

年間当たりの単価が高くなるということはあるんだけれども、ほかもそういうことを考えているのか、ここだけを考えているのか。資料の……。

【渡辺部長】 おっしゃりたいのは、図書館側の利用ですよね。

【矢﨑委員】 利用。はい。

【渡辺部長】 じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。図書館長のほうはBDSを想定した形で建築を進めるというふうな答弁、答弁というかお答えだったと思うんですけれども、施設をつくるときにBDSを無視した建築はやめようと。BDSをいつでも入れられる状態にしましょうという案で、市としてBDSを入れますというところまで行ってません。ここのところで中期財政計画の案が出てきたんですが、ここではBDS関係の予算は入ってませんので、今、市としては、構想であってもまだ実施という段階までは移っていないと。ただ、施設についてはそういった事態がもう想定した上でつくりましょうということなんですね。ですので、やるとなれば、私どもは北町からまず先行でもいいからやらせてほしいと投げかけたんですけれども、なかなかうまくいかない。やるとなったら全部一緒がよろしいんでしょうけど、相当作業量もありますし、予算的に一気に四十何万冊ですので、相当なもんかなと思うので。

-【新井委員】 かなりお金がかかるのと、私はそういう装置を入れるのは賛成なんだけども、市民の中には、泥棒扱いするのかというような、そういうふうにとる人もいるので、 そこら辺どうなのかなという心配はしていますけれども。

【矢﨑委員】 いや、それはいいです。

【渡辺部長】 いいですか。1つは、この本館の1階のスペースを見ていただくと、あそこにBDSの端末を置くスペースがほとんどとれない状況、あれを何とか解決しないと、市全体として入れましょうという話にもならないし、今の東分室も似たようなものですし、緑センターも似たようなもので、物理的に置けないんじゃないかという危惧が1つあります。

それから、BDSに対するアレルギーなんですけれども、これは三鷹で入れて、新聞にも載っていましたけれども、反応的には市民の方が一番メリットとしているのは、自分の秘密が守れる。どうしても、今の状態ですとカウンターに持っていって、そこでやるわけですよ。そうじゃなくて、これを使えば市民の人が自分でできるんですね。カウンターを通さずに。そうなると個人情報が守られるということで、すごく利便性を上げている記事が掲載されていました。ということで、アレルギーもあるでしょうけど……。

【矢崎委員】 すみません、自動貸し出しシステムですよね、その話は。

【渡辺部長】 私どもが想定しているのは、BDSプラス自動貸し出しを含む。

【矢﨑委員】 ああ、そうですね。含むんですね。それに関しては図書館協議会の答申 も条例の貸し出し機を入れるときだけ目指していって、別にいいんです。BDSも将来的 に考えればスペースをちゃんと考えておくべきだというふうに私も思っています。

次の質問ですけれども、A2案には「レファレンス」というコーナーがあるんだけど、 R案にはないんですよ。そこら辺は何かお考え、要するに、レファレンス、やめちゃうと かという考えなのか、単にそのほか意味がないのかとちょっと聞きたいんだけど。

【松尾会長】 では、部長のほうから。

【渡辺部長】 A2案とR案を示された4回目の委員会のときに、さらに新しい案で、スライドで図書館部分の案が示されて、事務室が相当改善されているわけですが、その中にはレファレンスコーナーがちゃんと用意してありまして、参考図書コーナーもここにありますけど、参考図書のコーナーとレファレンスカウンターは用意されて、あります。だから、今度、5回の委員会のときに出てくる1案というものの中には載ってくると思います。

【矢崎委員】 最後にもう1点だけ。意見にも出ていたけども、要するにネット環境を ちゃんとしてほしいという意見が出ていたんですけれども、この中では何か改善はされて いるんですかね。

【渡辺部長】 ネットワークについては、情報端末のコンセントをつけたらどうかという委員の方のご意見もあり、公民館部分にもITコーナーというのがあるので、図書館のほうでも、これから必要なものだから設計の中に盛り込んでもらいたいという意見があって、それは建築事務所のほうも認識していると思います。

【山口委員】 さっきのこのBDSにかかることでもあるんだけれども、やっぱりIC チップというか、あれを入れることを考えたらいいんじゃないかと思うんですよね。

【渡辺部長】 ICですか。

【山口委員】 そうそう。それをやらないと自動貸し出しも何もできないんですよね。 だから、ちょっと単価は上がるんだけれども、国分寺はやり始めてるんですよね。年次ご とに予算を、年間500万円ぐらいとりながら、年次にごとにずっと、全部。そうすれば 一気に自動貸し出しがね。まあ、これはお金の問題がありますけれども、こういう機会で ないとなかなかできない。後でくっつけるというよりも、ここでまず最初に、ばーんとそ ういうものを入れていくというようなことをすると、BDSも何もかも解決されていく。

【山口委員】 ですから、北町の新分館なんかはそのように……。そうするといろいろな意味で楽になりますよね。貸し出しの処理も返却の処理も、いろいろなところに返されたときの処理も、いろいろなものが楽になってくる。

【松尾会長】 そうですね。これからは、BDSの磁気の部分については確かにICですよね。

【渡辺部長】 これは、私も、もう、やるとしたらIC以外にないし、ぜひICをやらせてくれと言ってるんですけれども、なかなか「うん」と言ってくれないので、チャンスとしては、ほんとうに北町からやるというのはいいやり方だと思うんですよ。物理的な制約もないですしね。今のやり方は分館所蔵方式でやっていますから、分館独立でやってもそんなに影響は出ないなというふうに思っているんですね。総合化したいという部分はありますけれども、そういった面でぜひやらせてほしいって言ってなかなか実らないんですけれども、これは粘り強く、まだ何年かありますので、引き続きやっていきますので、その辺の応援をぜひよろしくお願いします。

【松尾会長】 よろしいでしょうか。それでは、貫井北町地域センター市民検討委員会の報告については以上でよろしいでしょうかね。

その他に入りますけど、私のほうで用意させていただいた図書館フォーラムのまとめで すね。まだお時間がありますので、まとめのほうは私が読ませていただいて報告にかえさ せていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。

図書館協議会フォーラム「小金井市立図書館のいまとこれからを考える」まとめ。小金井市立図書館協議会。

## 1、開催主旨。

図書館協議会は、昨年、図書館の運営体制の見直しについて、直営方式の下で、運営体制を改善すべきである旨の答申をしました。これに対し、業務委託を導入するという市の考え方が示されました。そこで、協議会は小金井市立図書館のめざす市民サービスのあり方やそれを支える運営体制について、市民をはじめとして豊かな論議を交わす「場」としてフォーラムを開催しました。

2、開催日時·参加者数。

日時:2010年10月3日(日曜日)午後1時30分から午後4時45分。

場所:小金井市立図書館本館地下集会室。

参加者数:主催者を含めて71名でした。

3、フォーラム・プログラム。

第1部は講演「市民と図書館-これからの課題-」ということで、山口源治郎委員。東京学芸大学の山口先生にお願いしました。この内容は40分にわたった内容で、①、②、

③と集約をしましたが、一部私の思い違いがあったらご容赦願いたいと思いますけれども、 3点にわたってまとめました。

①は、1970年代以降の公共図書館の発展の理論的支柱となった『市民図書館』をい ち早く実践したのは多摩地域であり、その経験は市民による図書館の「発見」であった。

②公共図書館の新たな役割は、利用者の変化に即応した図書館サービスの新たな展開であり、社会や地域の課題に向き合う図書館が期待される。

③市民と図書館との架け橋となることに、図書館協議会の新たな役割があるということで、ご講演をいただいたと。

第2部はシンポジウムになります。図書館協議会答申の内容と主旨を語り合うということで、パネリストは市民の方から、遠藤圭司さん。兼森順子さん。協議会委員からは岡衡平委員、山口源治郎委員、司会を矢﨑省三委員にお願いしました。岡委員の発言につきましては、これも最後の集約で申しわけないんですが、公共図書館が指定管理者方式の運営委託に向かう情勢から同じ社会教育施設で指定管理者の公共美術館に勤務した経験を踏まえて、指定管理者のメリット、デメリットに触れながら、図書館の運営のあり方は委託になじまないと述べていただきました。

遠藤氏は、市民団体、「こがねい情報公開市民会議」より提出した図書館の開館時間の延長、有償市民ボランティアの導入を求める陳情書について説明した上で、指定管理者により運営されている千代田図書館の事例を参考に、「市民が参画した公立図書館のサービス・運営方式・評価制度はどうあるべきか」について、市民の立場から問題提起をした。

兼森氏は、協議会委員として答申づくりにかかわった経験を述べ、小金井市立図書館の 運営方針には、図書館サービスの基本はカウンター(窓口)にあると書かれていることを 紹介し、カウンターの大切さを指摘すると。

山口委員。答申を作成した立場から述べると、小金井市立図書館のあり方を直営方式のもとで職員も行政も市民も真摯に考えていかなければならない。単純な直営だからよくなるというものではないが、図書館の運営サービスを改善するということでは、直営のほうが可能性はある。

まとめを矢崎委員にしていただきまして、図書館協議会の答申をめぐって議論をしてきましたが、直営方式の中でも改善しなければならない点はたくさんある。市の財政状況が厳しいということも事実として受けとめながら、市民を含め、みんなで知恵を出していきながら、小金井市立図書館のあり方を考えていきたい。図書館協議会がその橋渡しになれ

ば幸いであるというまとめをしていただきました。

そのあと、会場からのご意見を伺ったんですけれども、これも時間がなくて、十分ご発言ができなかった人たちもいらっしゃると思いますが、「フォーラムを開いたことに、市民として誇りに思う」。「職員のあり方一採用や人事異動、非常勤嘱託員の処遇、研修一を図書館サービスの向上の視点から考えてほしい」。「小金井市は学校図書館が遅れている。図書基準に基づく蔵書の充実(適切な廃棄も含めて)、学校司書の配置など」もお願いしたいということですね。「貫井北町地域センターに図書館ができるので、市内の図書館のネットワークを考えてほしい」。「指導要領の改訂により国語の教科書に本の紹介にたくさんある。このことに図書館も対応すべきだろう。(図書館に、学校で使われている教科書を置いてもらいたい)」。「図書館協議会からの問題提起に対して、みんなで一緒になって考えていきましょう」というご意見もありましたということですね。

あと、会場でアンケートをとらせていただきましたが、回収数は28名でした。

「(1) フォーラムに参加した動機・理由」ですけれども、「ア 小金井市の図書館を利用しているから」が、3。「イ テーマに関心を持ったから」が、13。「ウ 図書館協議会に関心を持ったから」が、14。「エ その他」が6となっています。

そして、意見集約については4ページ以降ありますが、これはお読みいただくことで報告にかえさせていただきます。

(2) は、そのフォーラムの参加者の感想を大きく5点にまとめて、最初の、【委託・指定管理】についての記述件数、これは12件ありまして、大方の意見は、委託・指定管理の図書館の運営方法として望ましくないと集約できていると思います。また、その他のご意見もありますから、報告をお読みいただきたいと思います。

【図書館協議会】についての記述は4件。

【フォーラム】の記述が7件ですね。

【図書館】、これは、図書館一般に対するご意見と、小金井図書館に対するご意見が合わせて11件ございます。大方のご意見は、小金井市の図書館のサービスに対してさまざまな改善を望んでおられるというように集約できると思います。

【その他】は8件ございましたが、私が重要なご指摘だなと思ったところを1点挙げさせていただきますと、自分の住む図書館をよくしていくことは住民の責任であるというご意見があったので、このご意見は重く受けとめるべきと思いますということでまとめさせていただきました。

図書館フォーラムについてはこのような形でまとめましたので、よろしくお願いいたします。また、ご感想やご意見などありましたら、受けていきたいと思いますけれども、ご助力していただいた委員さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

【浦野委員】 浦野です。松尾会長、ほんとうにいろいろありがとうございました。最 後のまとめまできちんとやっていただきまして、ありがとうございました。

1つ、すごく、やっぱり皆さんのアンケートのまとめのところにも書いてございますけれども、図書館協議会に関心を持ったから今回のフォーラムに参加したというご意見が意外に多かったということ、やはり、図書館協議会が何をやっているのかというのは、やっぱり市民の皆さまは知りたがっていたのではないかなということを痛切に感じ、今後、やはり私たちは、山口先生の講演にもございましたけれども、図書館と市民を結ぶ架け橋とならなきゃいけないんだなということを再度認識をいたしました。以上でございます。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

【矢崎委員】 矢崎です。そもそも、この委託の問題が出てきて、図書館協議会が答申を求められた。その発端になったのが、図書館のサービスの向上ということと、経費の削減ということで、市議会の議会に出されたというふうに私はそう説明を、私としてはそういうふうに理解したんですけれども、当の議員の方が出てこられて、最初に意見を述べられていて、ちょっと話がよく、聞き取りづらくて非常に申しわけなかったんだけれども、あの意見の方は決して、直営にすぐしろとか、経費の削減をそこに求めるということではないということをおっしゃられたというのが、非常に、私としては印象深かったというか、発端からしてどうもちょっと私たち、求められたものが何か違うんだなというような気がしました。ちょっとテープに残すと言い方があれかもしれないけれども、どうでしょう。誤解のないようにということで。

【松尾会長】 ほかによろしいですか。

1点、会場からのご意見もあって、アンケートの中にもあって、フォーラムのパネリストの方からもあるご意見なんですけど、まとめをつくったらどうかということなんですね。 山口先生の講演、40分なんですけれども、テープはとってありますので、そこをテープ起こしをして、あと、フォーラムのパネリストの方の発言のまとめをするのを大きな柱として報告ができるのかなと思うんですけれども、まず、これから11月、年内いっぱいぐ らいの期間があればやってもいいかなと思っていますけど、よろしいですか。どうでしょう。せっかくなのでつくってみたいと。大変ですけどね。

講演のほうはテープ起こしすればできるので。あと、パネリストのご発言については、 それぞれ適当な字数でまとめていただければ、形にはなるなと思っているんですけど、じゃあ、やるという方向で。

【新井委員】 私も、もう少しこのフォーラムのまとめに力を割いてもいいなと考えていますので、ぜひやりたいと思いますけどね。個人的には、何かお手伝いすることがあれば、やりますけれども。

【松尾会長】 じゃあ、皆さんにはボランティアとしてお手伝いいただいてやっていく 方向でいかがでしょうかね。

【新井委員】 それは、ちょっとお聞きしますけど、新井ですが、会長からそういうまとめをしたいというメールもいただいていて、ぜひにというお答えもしてるので、そのときにちょっと質問をして、前に1回お答えもいただいたような気もするんですけど、もう一度お聞きするんですが、まとめたものをどういうふうに活用するということを、会長としてはお考えなんですか。図書館に置いといて、みんなに見てもらうとか。

【松尾会長】 何をどのようにするかというのは1つありますけど。

【新井委員】 例えば、議会だとか、小金井に公式に渡すとか、そういう意味も含めて。

【松尾会長】 まず、図書館については、図書館の資料として所蔵してもらいたいということがありますけれども、市の機関については、一定程度のところについて、このようなものができましたということでお配りしてもいいのかなと。多くの冊数は、ちょっと予算の関係もあるのでできないから、PDFファイルにして、あと、皆さんにデータでお配りするという方法も考えられると思うんです。印刷部数が少なくても、必要最低限にしたとしても、PDF、電子データでさらに多くの人に配れるような方向で報告書をつくっていければいいなと考えています。

【新井委員】 わかりました。じゃあ、そういうことでよろしくお願いいたします。

【松尾会長】それでは、これで本日の協議会を終了します。

**一** 了 —